

訪問看護ステーションみなみ運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 S・V・N が開設する訪問看護ステーションみなみ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションみなみ
- (2) 所在地 広島市南区宇品御幸二丁目4番7号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名（常勤兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、自らも指定訪問看護等の提供に当たるものとする。

- (2) 看護師等 保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置する。

従業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・入浴等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導・介護相談
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 保険外料金として以下のように徴収する

実費訪問看護の利用サービス時間に応じて介護報酬の10割

ガーゼ等の衛生材料―実費

エンゼルケア料―10,000円

3 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートル当たり20円とする。(介護保険)

医療保険での訪問看護の場合、1回200円とする。

(特別訪問看護指示期間、低所得区分の場合は除外とする。)

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 ステーションの通常の事業の実施地域は広島市南区(宇品町及び似島町を除く)、広島市中区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(守秘義務の厳守)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束に関する事項)

第12条 サービスの提供に当たっては、利用者又は家族等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応として、以下の3要件を満たしているか、ステーション全体で厳密に検討する。

(1) 切迫性：利用者本人または家族等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

(2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

(3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(衛生管理等)

第13条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康診断等を定期的実施するとともに、ステ

ーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（苦情処理）

第14条 ステーションは、指定訪問看護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションは、提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 ステーションは、提供した指定訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

第15条 ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第17条 ステーションは、ステーションの所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定

訪問看護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護等の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 ステーションは、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他の研修

2 ステーションは、従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護等の提供をさせないものとする。

3 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務持続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

5 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ賢族に対応する為、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

6 ステーションは、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

3 この規程に定める事項のほか、ステーションの運営に関する重要事項は、株式会社S・V・Nとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年7月19日から改定し施行する。

この規定は、令和4年6月20日から改定し施行する。

この規定は、令和6年6月1日から改定し施行する。

この規定は、令和7年4月1日から改定し施行する。